

その建設機械、



新価補償にしませんか？



「新価補償」とは同等のものを再取得するのに要する額を基準とする補償です。

だから建設機械が全損になっても…
買い替え費用を基準に補償されるので、とっても安心!



例えば、



時価補償



買い直したいが、時価分しか補償されない…

新価補償



新価補償なら再取得に必要な額を全額補償!

さらに、Mono保険なら
もっとも破損しやすい
パワーショベルなどの
「ブームの単独損害」も
補償できます!





大切な

建設機械を



日新火災
Mono保険

事故による
損害から

お守りします!!

ココがおすすめ!

おすすめ
その1

新価で補償します。

「新価」とは、保険の対象と同等のものを再取得するために必要な額をいいます。
この「新価」を基準に実際に生じた損害額を補償します。

おすすめ
その2

ブームの単独損害を補償します。

建設機械のブームは事故が多いのに、一般的に「ブームの単独損害」は保険で補償されません。
お客さまからの要望に応えるため「ブーム単独損害補償特約」をご用意しました。

おすすめ
その3

免責金額は0円～選択可能です。

免責金額(自己負担額)は「0円、5千円、1万円、3万円、5万円、10万円、20万円、50万円、100万円」より任意に設定することができます。

「Mono保険」の基本補償

横転による損壊

作業中にバランスを崩しクローラークレーンが横転してしまった。



盗難

建設現場に置いてあったパワーショベルが盗まれてしまった。



落雷

タワークレーンに雷が落ち、破損した。



飛来物による破損

土木建設現場での作業中、落石によりブルドーザーが破損した。



火災・破裂・爆発

道路舗装中、アスファルトフィニッシャーより火が出て焼損してしまった。



他物との衝突

モータースクレーパーを移動中、停めてあったブルドーザーに衝突し、破損した。



風災

台風による突風によりアースドリルが転倒し、破損した。



＜保険金をお支払いしない主な場合＞

- ・ベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ハンマー部分、バケット、ショベル等の歯または爪に相当する部分、ケーシングチューブ等の消耗品または消耗材、燃料などの運転用資材のみに生じた損害
- ・道路運送車両法に規定する登録、車両番号の指定または登録番号標の交付を受けた自動車に生じた損害 など

※「Mono保険」は財産補償保険のペットネームです。

※実際にご契約いただく補償内容は、申込書等でご確認ください。

※このチラシは財産補償保険のごく簡単な説明を記載したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、ご契約のしおりをご確認いただくか、弊社代理店または弊社にご照会ください。特にご注意ください事項を重要事項説明書に記載しておりますので、ご契約前に必ずご確認ください。

日新火災海上保険株式会社

本店/〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3 TEL03(3292)8000(大代表)
お客さま相談窓口 フリーダイヤル 0120-17-2424 [9:00~17:00(土日祝除く)]
ホームページアドレス <http://www.nisshinfire.co.jp/>

万一事故にあわれたら サービス24 フリーダイヤル 0120-25-7474
24時間・365日

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。